

一、事業主側

(1) 罷業状況

十月廿四日發シタル出勤勧誘状ト後記ノ如ク爭議團内部ノ意見ノ衝突
トニヨリ十月廿六日十八名、二十七日十名、二十八日二名計三十名、總同盟脱退者
アリ丈々出勤就業スルニ至レルカ廿六日以降ノ就業状況左記ノ通

十月廿六日	就業者	一七三名	女工一五名	外ニ臨時工一五名
〃 廿七日(日曜)	〃	一八〇名	(至六公休)	〃
〃 廿八日	〃	一九三名	女一九名	〃
〃 廿九日	〃	一八九名	女二〇名	〃

(2) 今後ノ対策

工場側ハ組合同盟ノ切崩ニ多大ノ期待ヲ持テ居タルモ成績予期ノ如ク

ナラス相當苦慮レ居タルカ 前掲ノ如ク三十名ノ脱退者アリタルヲ以テ又
レニ勢ヲ得 組合同盟ノ建策タル罷業職工中ノ強硬分子二十名位ニ對シ
出勤停止ハ解雇ノ処分ヲ為スコトニ決意シタルモノ、如ク目下其ノ時期
人選等ニ就キ協議中ナリ

二、労働者側

(1) 總同盟側

(1) 總同盟側ハ持久戦ニヨリ反對派ノ切崩ヲ為シ工場側ヲ窮地ニ陥レ有
利ナル解決ヲ為サントシタルモ 今回ノ爭議ハ従業員ニ直接ノ経済的利
害關係ナキ爭議ナルヲ以テ罷業職工中ニ指導幹部ノ態度ニ不満
ヲ抱クモノアリタルカ十月廿五日職工井上源次郎ハ幹部藤原伊又助ニ
對シ、爭議モ長期ニ亘リ就業希望者モアルヲ以テ速ニ解決方法ヲ
講セラレ度シト意見ヲ述ベタルニ藤原ハ「解決方法ニ関シテハ全力